

J R 東海 労申第 1 5 号  
2 0 1 9 年 1 1 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海 労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 台風 1 9 号接近に伴う計画運休実施に関する申し入れ（2）

台風 1 9 号接近に伴う計画運休実施に関しては、申 1 4 号で申し入れているが、下記の通り追加申し入れを行うので、団体交渉を開催すること。

#### 記

1. 1 0 月 1 2 日が日勤行路の乗務員に対して、「年休か特休で休んで下さい」と発言した管理者がいるが、これはお願いなのか、懲憊なのか、あるいは指示なのか、明らかにすること。
2. 1 1 日が泊行路の乗務員に対し、1 1 日分の行路途中で勤務を打ち切って勤務終了とした場合の労働時間の考え方を明らかにすること。
3. 在来線乗務員職場で、1 2 日が泊行路の乗務員に対し、出勤後運転士は点呼時間のみ労働時間とし、車掌は 3 0 分を労働時間とした根拠を明らかにすること。
4. 1 2 日泊勤務の新幹線乗務員に対し、自所に宿泊した乗務員には 1 時間を労働時間（待機時間）とし、ホテルに宿泊した乗務員には労働時間を認めなかったのは事実か明らかにすること。また事実であればその取り扱いの根拠を明らかにすること。
5. 1 3 日出勤で前泊するために相当時間的余裕を持って職場に来た乗務員に対し訓練を受けることを認めた。訓練を受講した場合の労働時間の考え方を明らかにすること。休日で受講した場合、1 1 日泊勤務で 1 1 日のうちに勤務終了し 1 3 日出勤の場合について明らかにすること。
6. 「台風 1 9 号に伴う勤務の取扱について」と題する文書が 1 0 月 2 5 日付で東及び大阪の各運輸所で掲示された。この文書の内容について以下の通り明らかにすること。  
(1) 未だに 1 0 月 1 1 日、1 2 日、1 3 日の勤務が確定していない社員がいる。

掲示以前の問題として、【就業規則第7章 勤務 第2節 始業及び終業の時刻（変更の事前周知）第58条 始業及び終業の時刻を変更する場合は、速やかに関係社員に周知する。】に反しており、速やかに勤務が確定していない社員個々の勤務内容を明示すること。

(2) 「労外」とは「労働外時間」を略した標記だと考えるが、「労外」の概念と就業規則のどこに定めてあるのか明らかにすること。

(3) 計画運休により労働しなかった時間は特段指示がない限り「労外」となる就業規則上の根拠を明らかにすること。

(4) 「特段指示がない限り」の「特段の指示」とは何か、具体的に明らかにすること。

(5) 「行き先地または途中において泊数が増加した場合」は就業規則第93条第2項を適用するということは、2日目（12日）に業務又は待機を命じたことになるが、会社の見解を明らかにすること。

(6) 2日目（12日）を「7時間勤務したものとする」の7時間は、月間積算の対象になるのか明らかにすること。

以 上